

【Q：基本財産と基本金の差異】

- Q (1) 基本財産とは何ですか。
(2) 基本金とは何ですか。
(3) 基本財産と基本金の差異は何ですか。

A

- (1) 基本財産とは、社会福祉法人の資産の区分の一つです。法人の資産は、貸借対照表上、まず流動資産と固定資産に区分され、固定資産がさらに基本財産とその他の固定資産に区分されます。基本財産の具体例としては、社会福祉施設を経営する法人ではその施設の用に供する不動産（土地・建物）、それらが貸与されている一定の場合などでは所定の金額の預金等（定期預金等）があげられます。

基本財産は、定款に定められます。また、基本財産は、法人存続の基礎となるものなので、これを処分、担保に供する場合には、原則として所轄庁の承認を受けなければならない旨も定款に明記されます。

- (2) 基本金とは、純資産の一つで、社会福祉法人が事業活動を継続するために維持すべきものとして受け入れた次の①から③の用途を指定された寄附金です。
(社会福祉法人会計基準 4(2))

- ① 社会福祉法人の設立、施設の創設、増築等のために基本財産等を取得するもの
② ①の資産取得に係る借入金の償還に充てるもの
③ 施設の創設、増築時等の運転資金に充てるもの

- (3) 例えば、施設の創設にあたり施設の用に供する建物の財源が寄附金、補助金、借入金、自己資金の4つである場合、建物全額が資産として基本財産に、寄附金部分が純資産の基本金（上記①）、補助金部分が純資産の国庫補助金等特別積立金、借入金部分が負債の設備資金借入金となります。

また、施設の創設にあたり介護保険収入が2か月後になるなどの事情により創設時当初の運転資金が必要ですが、その運転資金として寄附を受けていればこれも基本金（上記③）となります。その後、借入金の償還に充てるものとして受け入れた寄附金があればこれも基本金（上記②）となります。

したがって、必ずしも基本財産が基本金と一致することにはなりません。